

関節ファシリテーション及び SJF の商標使用に関わる許可条件

- 1 使用者は関節ファシリテーション学会会員であること。
- 2 使用者は、当学会主催基礎コースを修了していること。
- 3 使用者は、2027 年度以降は年に 1 回以上、商標権者が指定する技術講習会に参加すること（商標使用者の SJF 技術を一定レベルに保持することを目的とする）。
- 4 本件商標の使用に際して、許可書に記載の承認番号を資料、プログラム、広告などに明示する。
- 5 使用权を第三者に譲渡、再許諾することを禁ずる。
- 6 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努める。
- 7 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに商標権者に連絡する。
- 8 要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、または使用書類等を提出すること。

- 9 承諾した申請内容又は許可条件に違反した場合、直ちに本件商標の使用を中止し、以後、申請者は本件商標を使用してはならない。当該使用中止により生じた損害について商標権者は一切の責任を負わない。
- 10 使用者が、本件商標の使用に際して、故意または過失により係る団体、個人に損害を与えた場合、これにより生じた損害を賠償し、商標権者に何らかの不利益や損害を与えないように処理すること。
- 11 使用許諾期間を更新するときは再度、本使用許諾申請書を提出し承諾を受け
る。
- 12 使用者は商標使用に関し許諾を受けると、10年間の使用許諾期間を得ることが
できる。商標使用料として10年10,000円を商標権者に納めることとす
る。
- 13 2030年4月1日以降、使用者は当学会が定めるインストラクター資格を有
していること。
- 14 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。